

主 文
原判決を破棄する。
本件を清水簡易裁判所に差し戻す。
理 由

検察官の控訴趣旨は別紙記載のとおりで、これに対する当裁判所の判断は以下に示すとおりである。

論旨第二点について、
論旨は本件においては告発の取消があつたものと見るべきではないといふのであつた。そこで、論旨の引用する收税官吏大蔵事務官Aの検察官に対する供述について、同人は最初昭和二十五年三月三十一日附で被告人を密造焼酎所持の事実について告発したが、その後被告人が自らこれを密造したと認めて改め告発しようと思つて同年十一月三十日に前記告発の取下を出し、その後さらに告発しようと思つていつか被告人の所在が不明になり、あまり遅くなつたので結局また前と同じ所持罪で告発した、といふのであつた。そして、記録によると、再度提出した告発書の日付は昭和二十七年四月十七日になつていて最初に提出した告発書とは別個に作成されたものであることが明らかであるから、本件告発に関する経緯は、一度提出した告発書を一時借り戻して再び検察官に返却したというのではなく、最初の告発を一旦取り消して（「告発の取下を出した」といふのであるから、書面によつて告発取消の意思表示をしたものと判断される。）後日別個の告発書を提出したものであることが認められる。ところで、右に引用したAの供述からすると、論旨のいふとおり、同人は被控者たる被告人の処罰を求めないといふ趣旨で告発の取消をしたものではないといふことは明らかである。また、それより重い罪で告発し直そうと思つて軽い罪の告発を撤回したといふのであるから、少くとも軽い罪による処罰を求めようといふ趣旨があつたといふこともあつた。意味〈要旨第一〉ではいえるのであろう。しかしながら、同人はこの場合ともかく密造酒所持罪で処罰を求めたのを一旦は検察官〈要旨第一〉官に対して取り消しているのである。その場合たとえ内心において終局的には処罰の希望を捨てず、後日再び告発する意思をもつていたとしても、告発が一の意思表示である以上、告発の相手方たる検察官に対しこれを取り消す意思表示をすれば、法律上は告発の取り消があつたとみるのほかはない。それゆゑ、本件では昭和二十五年十一月三十日に一度告発の取消があり、その後同一の事実につき再度告発がなされたものと見るべきことは疑のないところであつて、告発の取消がなかつたとする論旨は理由がないといふなければならない。

論旨第一点について、
論旨は、まず、国税犯則事件の告発は国税犯則取締法の規定によつてなすべきものであるのに、同法には告発の取消に関する規定がないから、同事件の告発はこれを取り消すことができないと主張する。なるほど国税犯則事件における收税官吏、国税局長又は税務署長（以下当該官吏といふことにする。）の告発は国税犯則取締法にその根拠を有するものともいえるし、その告発が一の訴訟条件とされているのも同法の解釈によつてしかるのである。また、その告発に関し同法に特別の規定があればそれによつても当然である。しかし、それだから右の告発には一切刑事訴訟法の規定の適用がなく、しかも国税犯則取締法には告発の取消に関する規定がないから取消を許さないといふのは論理の飛躍である。もともと国税犯則取締法に告発に関する規定があるのは、收税官吏が一定の場合に告発をしななければならないことを定めるためであつて、またそれだけのことである。そこに「告発」という概念が用いられていることから見ても、それは当然刑事訴訟法にいう告発であること前提とし、特別の定めない限り刑事訴訟法の規定に従つてなすべきことを予定しているものと解しなければならない。もし告発の根拠又はそれが訴訟条件となつていゝる根拠が特別法にある場合にはその告発には刑事訴訟法の規定の適用がないといふのならば、刑事訴訟法第二百三十八条の規定をどう説明するのであろうか。同条には「告発を待つて受理すべき事件」についての規定があるのであるが、刑事訴訟法自体には特定の罪につき告発を訴訟条件とする旨の規定は一つもないのである。従つてその告発の根拠もしくはその告発が訴訟条件をなすことが他の法令に規定されていゝるといふことはなんら刑事訴訟法の適用を排除する理由にならないといふなければならない。もつとも、論者あるいは告発については告訴に関する刑事訴訟法第二百三十七条のごとき規定が同法中にないことを理由として、他の法令にかくのごとき規定がない以上告発の取消は許されないと主張するかもしれない。そして、他方私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九十六条に「第一項の告発

は、公訴の提起があつた後は、これを取消すことができなからず、この議論を正しとする。と規定する。あること
とをその論拠とするかもしれない。しかし、この議論を正しとする。と規定する。あること
別法に基かない一般の告発は取消すことのできない。とし、この議論を正しとする。と規定する。あること
ろう。そうではなくて、告訴及び告発の取消をなすことのできない。とし、この議論を正しとする。と規定する。あること
提とするところ、同法第二百三十七條、第二百三十八條、第二百四十條、第二百四十一條、第二百四十二條、第二百四十三條等はいずれもこれを前提として設けられたもの、なかんずく第二十七條第一項はそれによつてはじめて告訴の取消が許されるのであると解するのが合理的である。そして、前記独占禁止法第九十六條の規定も、特にそれによつて告発の取消を許すという趣旨のものではなく、その取消の時期を制限する規定であることは、その立言の形式からいつても、また同條の制定されたのが旧刑事訴訟法施行当時のことか
とで、告訴が第二審の判決のあるまで取消すことのできた時代のことであることか
らいつても明らかだといわなくてはならない。それゆゑ、国税犯則取締法に特別の
規定がないという理由で同法所定の告発が取消すことのできないものであるとする
所論は採用することができない。

次に論旨は、国税犯則取締法上の告発の取消は許されないとする実質的な理由と
して、右の告発が義務的なものであるという点を挙げていふ。なるほど同法の規定
の文言から見ても告発は当該官吏の義務とされていふ理由は、もともとの間接国
税に関する犯則事件において告発が訴訟条件と解されていふ理由は、右の事件には
通告処分の制度があり、犯則者が通告の旨を履行すれば同一事件について起訴し
はならないのであるから、検察官としては、通告処分の権を有する当該官吏の告発が
なければ、はたして通告処分があつたかどうか、また通告の手續をすむ意思がある
かどうかもわからず、従つてもし告発を待たずに公訴を提起してよいものとする
ば、通告のあつたのにかかわらず検察官が公訴を提起することを保し難く、また場
合によつては犯則者から通告処分履行の機会を奪うことになるといふ点にあるわけ
であるから（明治三五年六月三〇日大審院判決、判決録八輯六卷二〇〇頁参照）、
この趣旨からすれば、当該官吏は法律所定の事由のある場合には必ず告発する義務
があるものであつて、一般の場合のように他の事情を考慮して告発するかしない
かを決する裁量権はないと解するのが正しい。そして、かように解するならば、当
該官吏は、一旦なした告発を自由に取消すことも〈要旨第二〉できないというべき
で、所論はその点においては理由があるといえる。しかしながら、この告発をいか
なる場〈要旨第二〉合にも取り消すことができないかとうかはなお問題であるといわ
なければならぬ。なんとなれば、告発について裁量権がないといつても、なお当
該官吏には告発の前提をなす犯則の有無についての認定権はあるのである。当該官
吏としては、犯則ありと考へた場合にこれを不問に附することは許されないと同時
に、犯則の嫌疑ないしは心証がない場合にはむしろ告発をしてはならないのであ
る。としてみれば、一旦告発をした後においても、もしなんらかの事由によりその
告発にかかる事実が存在せず又は犯則者が人違ひであつたことを発見したような場
合（右の告発は一般のそれを異なり、对人的効力を有すると解する。）には、その
告発を取消すことは適法だといわなければならぬのではなからうか。少くとも告
発の取消を禁ずる明文のない現行法下にあつてはかく解するほかと思はれる。
としてみれば、右の告発の取消は事由のいかんによつては許される場合もあること
になるのであり、そして他方告発を取り消すにつき一々その理由を示すことは法の
要求するところではないから、たとへその取消が具体的には許されない場合であつ
たとしても、いやしくもこれを取り消した以上はこれをもつて無効のものとするこ
とはできない筋合である。本件における告発の取消がはたして正当な事由に基くも
のといえるかどうかについてはなお論議の余地があるけれども、右に述べた理由
によつてその取消はいずれにしても有効なものとするほかはない。従つて本件告
発の取消が無効であるとする所論は結局採用し難く、この点の論旨も理由がない
に帰着する。

論旨第三点について。

〈要旨第三〉原判決は、前記告発の取消が有効なものであることを前提として、刑
事訴訟法第二百三十七條第二項の類推〈要旨第三〉適用により再度の告発が禁止され
ると解し、再度の告発に基く本件公訴を棄却したのである。そこで問題は、本件の
ごとく告発を待つて受理すべき事件の告発に右の規定の類推適用があるかどうかと
いうことになる。ところで、この点については、論旨も指摘するように、前記条文
の次に位置する同法第二百二十八條との關係を顧慮しなければならぬ。すなわ
ち、同條第二項には、第一項の規定を告発又は請求を待つて受理すべき事件につい

ての告発若しくは請求又はその取消について準用する旨の明文があるのに対し、第二百三十七條第三項は、前二項の規定を請求を待つて受理すべき事件についての請求について準用するだけで、告発についてはこれを準用していないのである。従つて、いわゆる反対解釈の論理からすれば、ここに問題となる第二百三十七條第二項の規定は、告発を待つて受理すべき事件の告発には準用がないと解するほかはなない。これに対し、原判決は、この場合告発の取消と請求の取消とを區別して取り扱ふべき理由はない、というのであるけれども、いわゆる請求の代表的なものは刑法第九十二條所定のそれであつて、これはその本質からいへばむしろ親告罪の告訴と同一のものであり、告発を待つて論ずる罪の告発が公益の見地からなされるのとは趣を異にすることを思えば、一概にこれを理由のない差別とすることもできないのである（もつとも、同じく請求を待つて論ずる罪である労働関係調整法第三十九條の罪における労働委員会請求は、本件の場合の告発と同様の性質のもので、この請求に関する限りは區別の實質的理由があるとはいへない。しかし、これは本来「告発」とすべきものを「請求」と規定したところに問題があるといふべきであらう。）あるいはまた、前記のように解すれば、前記第二百三十七條第二項のみならず第一項もまた準用されないこととなつて、告発取消の根拠規定がないこととならざるのみならず、告訴は公訴の提起後は取り消すことができないのにかかわらず、告発はなんとときでも取り消せることにもなつて不当な結果を生ずる、との議論もあつてであろう。しかしながら、論旨第一点についての判断中で述べたように、告訴についても同條第一項の規定がその取消の根拠規定となるのではないと解するならば、その準用がなくとも告発の取消が禁止されているということにはならない筈である。また、告発の取消の時期に制限がないこととなるのは、その当不当にはやや疑問がないわけではないけれども、これとても前記の解釈を覆すほどの強い理由とならうるものではない。むしろ刑事訴訟法中の相接する二個の規定の一つについては明文で請求と告発との二者が規定されており、他の一については請求のみが規定されているとすれば、その立法の理由が奈辺にあつたかはともかくとして、後者において告発は明らかに意識的に除外されていると解するほかはないのである。はたしてしからば、本件におけるごとく一度告発の取消をした後ふたたび告発しても、その再度の告発は有効であるといふべく、その他本件において右の告発を無効とすべき理由は見出すことができないので、本件公訴提起の手續は違法のものとはいへない。しかるに原判決は右公訴を刑事訴訟法第二百三十八條第四号により棄却したものであつて、要するに不法に公訴を棄却したことになるから、論旨はこの点において理由があるとしなければならない。

以上の次第であるから、刑事訴訟法第三百九十七條第三百七十八條第二号に従い原判決を破棄し、同法第三百九十八條により本件を原裁判所である清水簡易裁判所に差し戻すこととし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 大塚今比古 判事 山田要治 判事 中野次雄)